15) 環境基本法第十六条第一項の規定に基づく環境基準及び類型指定状況

(1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日法律第 50 号)第 16 条の規定に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 4.2-19 に示すとおりです。

表 4.2-19 大気汚染に係る環境基準

物　質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m^3 以下であること
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m^3 以下であること
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/ m^3 以下であること

備考 1)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
備考 2)浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
備考 3)二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
備考 4)光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。) をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」
(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 73 号)
「二酸化窒素に係る環境基準について」
(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 74 号)
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」
(平成 21 年 9 月 9 日環境省告示 33 号)
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」
(平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示 4 号、最終改正：平成 30 年 11 月 19 日環境省告示 100 号)

(2) 騒音に係る環境基準及び類型指定状況

「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日法律第 50 号)第十六条の規定に基づく騒音に係る環境基準をあてはめる地域の類型指定状況を表 4.2-20 及び図 4.2-14 に、騒音に係る環境基準は、表 4.2-21 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域は、一部の区間で A～C 類型指定地域を通過します。

表 4.2-20 騒音に係る環境基準の類型の指定状況

地域の類型	該当地域
A	都市計画法第 8 条の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
B	都市計画法第 8 条の規定により定められた第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第 8 条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：平成 24 年 3 月 30 日、鈴鹿市告示第 87 号
平成 24 年 3 月 30 日、亀山市告示第 91 号
平成 24 年 4 月 1 日、四日市市告示第 160 号

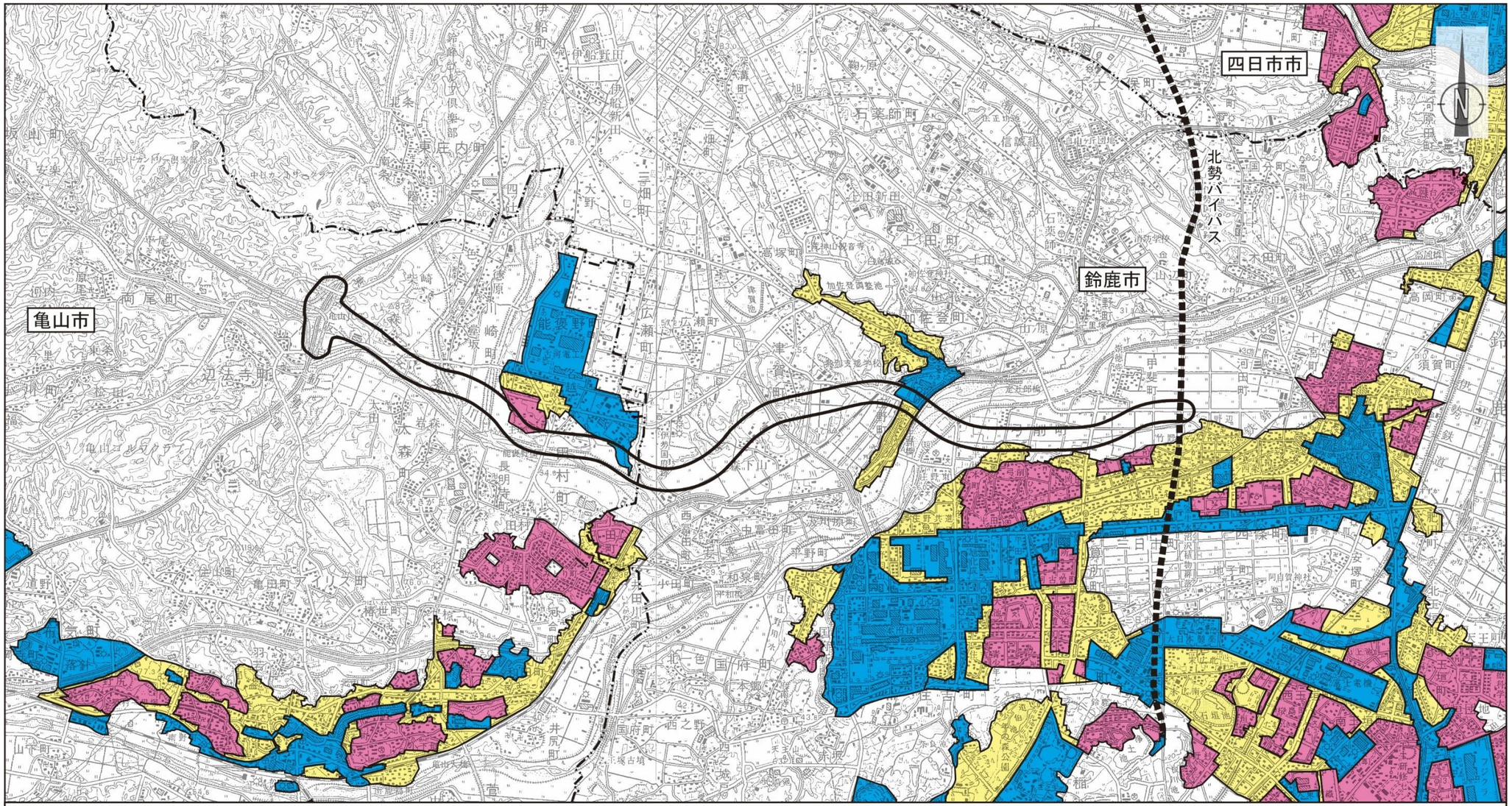

凡　　例	
記　号	騒音に関する環境基準の類型の指定状況
	A
	B
	C
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「鈴鹿市都市計画図」（平成 31 年 3 月、鈴鹿市）
「亀山市都市計画図」（平成 30 年 4 月、亀山市）
「四日市市都市計画マスタープラン」（平成 31 年 4 月、四日市市）

図番号	図 4.2-14
図名	環境基準の類型指定状況

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

表 4.2-21　騒音に係る環境基準

地域の類型	基　準　値	
	昼　間	夜　間
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

注 1)時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とします。
2)AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とします。
3)A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とします。
4)B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とします。
5)C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とします。

【道路に面する地域】(上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする)

地域の区分	基　準　値	
	昼　間	夜　間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考)車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基　準　値	
昼　間	夜　間
70dB 以下	65dB 以下
備考)個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

注)騒音の評価方法は、等価騒音レベルによる。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)

(3) 水質汚濁に係る環境基準及び類型指定状況

「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日法律第 50 号)第 16 条に基づく水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準があり、表 4.2-22、表 4.2-23 及び表 4.2-24 に示すとおりです。

対象区域には、水質汚濁に係る環境基準の水域類型に指定されている水域があります。

対象区域における指定の状況は、表 4.2-25 及び図 4.1-15 に示すとおりです。

表 4.2-22　人の健康の保護に関する環境基準

項　目	基準値	備　考
カドミウム	0.003mg/L 以下	1)基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2)「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。表 4.2-23 において同じ。 3)海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L 以下	
六価クロム	0.05mg/L 以下	
砒 素	0.01mg/L 以下	
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日環境省告示第 46 号)

表 4.2-23　生活環境の保全に関する環境基準(利用目的の適応性)

【河川(湖沼を除く)】

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考1)基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

備考2)農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

備考3)水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる)。

備考4)最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる)。
試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL･･･のように連続した4段階(試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる) を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

注1)自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2)水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3)水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4)工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5)環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：平成31年3月20日環境省告示第46号)

表 4.2-24　生活環境の保全に関する環境基準(水性生物の生息状況の適応性)

【河川(湖沼を除く)】

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考)基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日環境省告示第 46 号)

表 4.2-25　水質汚濁に係る環境基準の水域の類型指定状況及び水質調査地点

番号	水域名	環境基準等地点名	類型	達成期間	指定年月日(見直し年月日)
①	鈴鹿川上流(2)	鈴国橋	AA	直ちに達成	S45.9.1(H7.3.28)
②	鈴鹿川中流	高岡橋	A	直ちに達成	S45.9.1(H7.3.28)
③	内部(うつべ)川(全域)	河原田橋	A	直ちに達成	S45.9.1(H8.3.29)
④	安楽川(全域)	和泉橋	AA	直ちに達成	H10.3.31
A	鈴鹿川中流	中富田	(A)	－	S45.9.1(H7.3.28)
B	鈴鹿川中流	庄野橋	(A)	－	S45.9.1(H7.3.28)

注 1)表中の類型の(　)は、補助地点であることを示します。
　2)番号は図 4.1-15 に対応しています。

出典：「平成 30 年版三重県環境白書」(平成 30 年 10 月、三重県)

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日法律第 50 号)第 16 条に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 4.2-26 に示すとおりです。

表 4.2-26 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項　目	基準値	備　考
カドミウム	0.003mg/L 以下	1)基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2)「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4)1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L 以下	
六価クロム	0.05mg/L 以下	
砒 素	0.01mg/L 以下	
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示 10 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日環境省告示 35 号)

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日法律第 50 号)第 16 条に基づく土壌の汚染に係る環境基準は、表 4.2-27 に示すとおりです。

表 4.2-27　土壌の汚染に係る環境基準

項　目	環境上の条件	備　考
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり､かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること	1)環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2)カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3)「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4)有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
全シアン	検液中に検出されないこと	
有機燐	検液中に検出されないこと	
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること	
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり､かつ、農用地(田に限る。) においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること	
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	
PCB	検液中に検出されないこと	
銅	農用地(田に限る。) において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること	
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること	
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること	
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること	
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること	
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること	
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること	
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること	
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること	
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示 46 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日環境省告示 48 号)

16) 環境基本法第十七条第三項の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

対象区域には、「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日法律第 50 号)第 17 条第 3 項の規定に基づく公害の防止に関する施策に係る計画(公害防止計画)が策定された地域はありません。

17) 騒音規制法第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

対象区域には、「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号)第 17 条第 1 項の規定に基づき、「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)で定める自動車騒音の限度(以下「要請限度」という)を適用する地域があります。対象区域における指定の状況は、表 4.2-28 及び図 4.2-15 に、指定地域内における自動車騒音に係る要請限度は、表 4.2-29 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域は、一部の区間で a～c 区域を通過します。

表 4.2-28　自動車騒音の限度を定める区域の区分

区域	該当地域
a 区域	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
b 区域	都市計画法第 8 条の規定により定められた第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
c 区域	都市計画法第 8 条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：平成 24 年 3 月 30 日、鈴鹿市告示第 92 号
平成 24 年 3 月 30 日、亀山市告示第 95 号
平成 12 年 10 月 12 日、四日市市告示第 372 号

表 4.2-29　自動車騒音の限度

単位：dB

区域の区分	等価騒音レベル(L_{Aeq})	
	基準値	
	昼　間	夜　間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

注 1)車線とは、一縦列の自動車(二輪のものを除く)が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいいます。

2)昼間とは、午前 6 時から午後 10 時までの間をいいます。

3)夜間とは、午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいいます。

4)dB は「計量法」(平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号)別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいいます。

5)この表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m､2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう)に係る限度は、昼間においては 75dB、夜間においては 70dB とします。

6)幹線交通を担う道路とは、「道路法」(昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号、最終改正：平成 30 年 3 月 31 日法律第 6 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る)並びに「道路運送法」(昭和 26 年 6 月 1 日法律第 183 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日法律第 37 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって「都市計画法施行規則」(昭和 44 年 8 月 25 日建設省令第 49 号、最終改正：令和元年 9 月 13 日国土交通省令第 34 号)第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいいます。

出典:「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号)

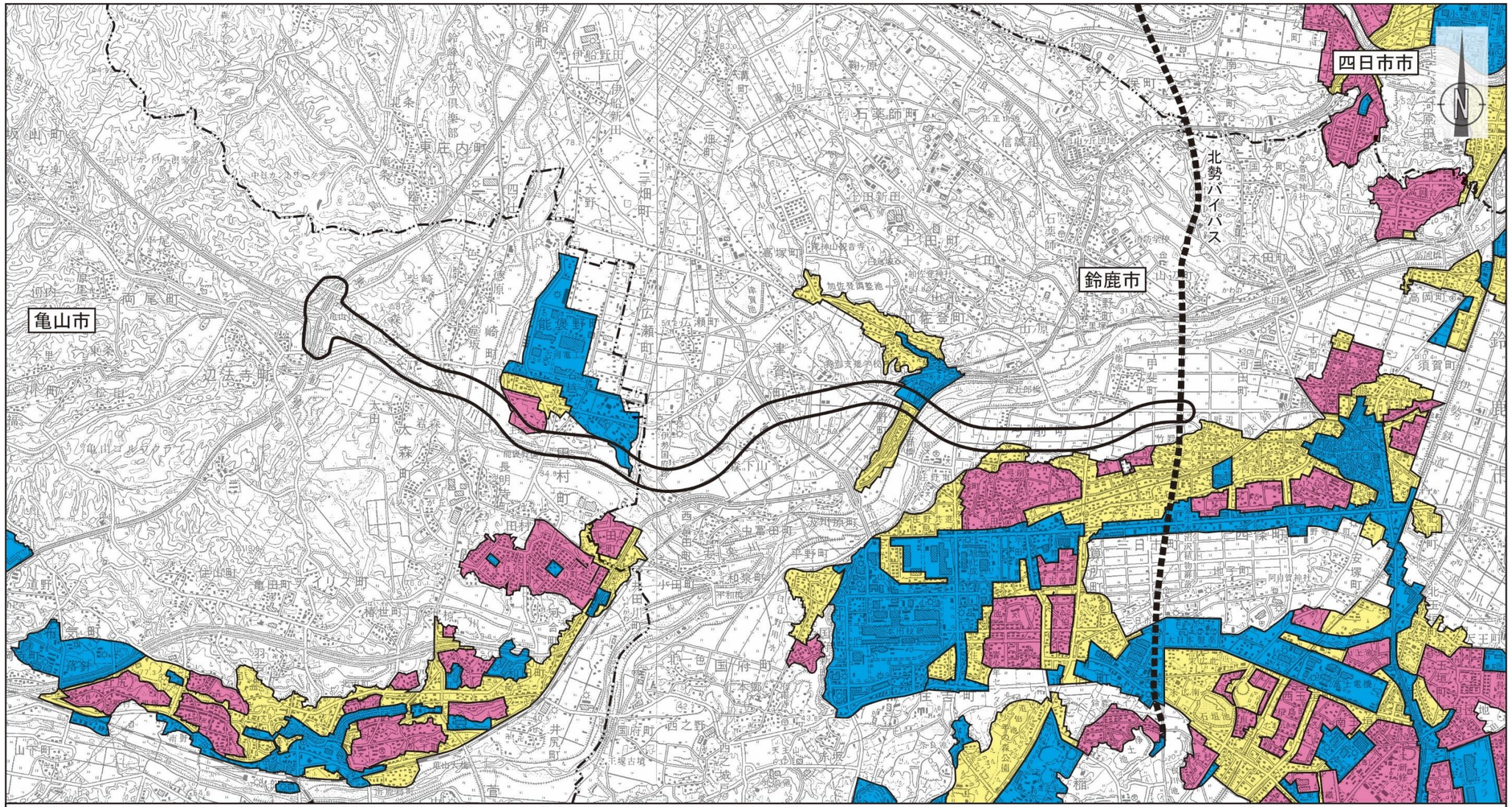

凡　　例	
記　号	自動車騒音の限度を定める区域
	a区域
	b区域
	c区域
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「鈴鹿市都市計画図」（平成 31 年 3 月、鈴鹿市）
「亀山市都市計画図」（平成 30 年 4 月、亀山市）
「四日市市都市計画マスタープラン」（平成 31 年 4 月、四日市市）

図番号	図 4.2-15
図名	騒音規制法の指定地域の状況

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

18) 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

対象区域は、「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号)第 3 条第 1 項及び同法第 15 条第 1 項の規定に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省告示 66 号)が適用される地域です。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は、表 4.2-30 に示すとおりです。

なお、三重県では三重県全域を 1 号区域(ただし、工業専用地域及び下記の「2 号区域」を除く)とし、工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域を除く区域を第2号区域としているため、都市計画対象道路事業実施区域内の工業地域のうち、第 2 号区域の要件に該当する区域を除く全ての地域が第 1 号区域となります。

表 4.2-30　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

項目	内容	適用除外注1
特定建設作業の種類	1～8 注3	―
規制基準	基準値：85dB 測定位置：作業場所の敷地の境界線	―
作業時間帯	第 1 号区域：午後 7 時～翌日の午前 7 時までの時間内でないこと 第 2 号区域：午後 10 時～翌日の午前 6 時までの時間内でないこと	A B C D
1 日当たりの作業時間注2	第 1 号区域：1 日 10 時間※を超えないこと 第 2 号区域：1 日 14 時間※を超えないこと	A B
作業期間	連続 6 日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日でないこと	A B C E F

注 1)適用除外は以下に示すとおりです。

A：災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

B：人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に特定建設作業を行う必要がある場合

C：鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において特定建設作業を行う必要がある場合

D：道路法による占用許可(協議)または道路交通法による使用許可(協議)により夜間に特定建設作業を行う必要がある場合

E：道路法による占用許可(協議)または道路交通法による使用許可(協議)により日曜日その他の休日に特定建設作業を行う必要がある場合

F：電気事業法施行規則による変所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

2)基準値を超えている場合、1 日の作業時間を上記の※の時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できます。

3)特定建設作業の種類は次頁のとおりです。

特定建設作業の種類

1	くい打機(もんけんを除く) 、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く) を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)
2	びょう打機を使用する作業
3	削岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点の最大距離が 50m を超えない作業に限る)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る) を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 ㎥以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200 kg以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る)を使用する作業

出典：「騒音規制法施行令」
(昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号、最終改正：平成 23 年 11 月 28 日政令第 364 号)
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省告示第 66 号)
「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」
(平成 13 年 3 月 27 日三重県規則第 39 号、最終改正：令和元年 6 月 25 日三重県規則第 11 号)

19) 振動規制法第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

対象区域には、「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号)第 3 条第 1 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、「同法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号)で定める道路交通振動の限度(以下「要請限度」という)を適用する地域があります。

対象区域における指定等の状況は、表 4.2-31 及び図 4.2-16 に、指定地域内における道路交通振動に係る要請限度は、表 4.2-32 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には、一部の区間で第 1 種区域及び第 2 種区域を通過します。

表 4.2-31　道路交通振動の要請限度を定める区域の区分

区域	該当区域
第 1 種区域	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
第 2 種区域	都市計画法第 8 条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：平成 24 年 3 月 30 日、鈴鹿市告示第 95 号
平成 24 年 3 月 30 日、亀山市告示第 98 号
平成 12 年 10 月 12 日、四日市市告示第 375 号

表 4.2-32　道路交通振動の要請限度

単位：dB

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

注 1)昼間とは、午前 8 時から午後 7 時までを言います。
注 2)夜間とは、午後 7 時から翌日午前 8 時までを言います。
出典：「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号)

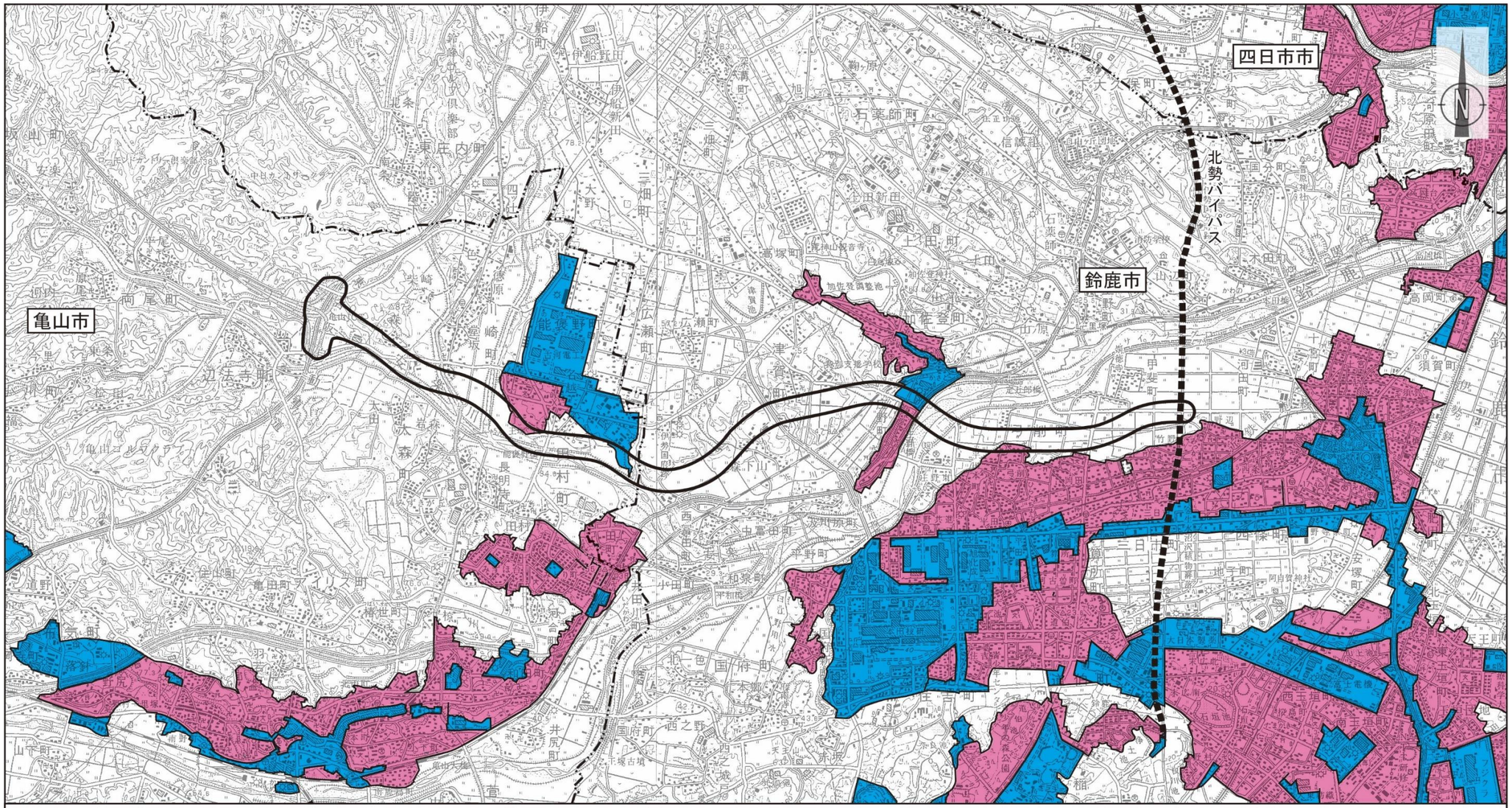

凡　　例	
記　号	振動に関する要請限度の区域の指定状況
	第1種区域
	第2種区域
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「鈴鹿市都市計画図」（平成 31 年 3 月、鈴鹿市）
「亀山市都市計画図」（平成 30 年 4 月、亀山市）
「四日市市都市計画マスタープラン」（平成 31 年 4 月、四日市市）

図番号	図 4.2-16
図名	道路交通振動の要請限度を定める区域の区分

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

20) 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

対象区域は、「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号)第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定に基づき、「同法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号)で定める特定建設作業の規制に関する基準が適用される地域です。

特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は、表 4.2-33 に示すとおりです。

なお、三重県では三重県全域を第 1 号区域(ただし、工業専用地域及び下記の「2 号区域」を除く)とし、工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域を除く区域を第2号区域としているため、都市計画対象道路事業実施区域内の工業地域のうち、第 2 号区域の要件に該当する区域を除く全ての地域が第 1 号区域となります。

表 4.2-33　特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

項目	内容	適用除外注1
特定建設作業の種類	1～4 注3	―
規制基準	基準値：75dB 測定位置：作業場所の敷地の境界線	―
作業時間帯	第 1 号区域：午後 7 時～翌日の午前 7 時までの時間内でないこと 第 2 号区域：午後 10 時～翌日の午前 6 時までの時間内でないこと	A B C D
1 日当たりの作業時間注2	第 1 号区域：1 日 10 時間※を超えないこと 第 2 号区域：1 日 14 時間※を超えないこと	A B
作業期間	連続 6 日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日でないこと	A B C E F

注 1)適用除外は以下に示すとおりである。
A：災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
B：人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に特定建設作業を行う必要がある場合
C：鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において特定建設作業を行う必要がある場合
D：道路法による占用許可(協議)または道路交通法による使用許可(協議)により夜間に特定建設作業を行う必要がある場合
E：道路法による占用許可(協議)または道路交通法による使用許可(協議)により日曜日その他の休日に特定建設作業を行う必要がある場合
F：電気事業法施行規則による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合
2)基準値を超えている場合、1 日の作業時間を上表の※で定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。
3)特定建設作業の種類は以下のとおり。

特定建設作業の種類

1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)
4	ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)

出典：「振動規制法施行令」
(昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号、最終改正：平成 23 年 11 月 28 日政令第 364 号)
「振動規制法施行規則」
(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号)
「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」
(平成 13 年 3 月 27 日三重県規則第 39 号、最終改正：令和元年 6 月 25 日三重県規則第 11 号)

21) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準が定められた区域

三重県では、「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和 46 年 12 月 24 日三重県条例第 60 号、最終改正：平成 31 年 3 月 18 日三重県条例第 27 号)により、第 1 種水域(鈴鹿川本川、派川を含む)、第 2 種水域、天白川水域において、新設及び新設以外の特定事業場について上乗せ排水基準が設けられています。

都市計画対象道路事業実施区域は、鈴鹿川本川、安楽川等の鈴鹿川支川を通過します。

22) 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域

東京湾や伊勢湾、瀬戸内海といった広域的な閉鎖性水域では、大都市や大工業都市から大量の生活排水や産業排水が流入するうえ、外洋との水の交換が悪く、汚濁物質が滞留しやすいために水質が悪化する状況にあったため、総量規制の制度が導入されました。

対象市は、この総量規制の指定地域に該当します。

23) 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の規定により指定された指定地域

対象区域には、「湖沼水質保全特別措置法」(昭和 59 年 7 月 27 日法律第 61 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号)第 3 条第 2 項の規定に基づく指定地域はありません。

24) 排水基準を定める省令別表第二の備考 6 に規定する湖沼及び海域

対象区域には、「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日環境省令第 15 号)別表第 2 の備考 6 に規定する湖沼はありません。

25) 排水基準を定める省令別表第二の備考 7 に規定する湖沼及び海域

対象区域には、「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日環境省令第 15 号)別表第 2 の備考 7 に規定する湖沼はありません。

26) 土壌汚染対策法第六条第一項の規定により指定された区域

対象区域には、「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号)第 6 条第 1 項の規定に基づく要措置区域はありません。

27) ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域

対象区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号)第 29 条第 1 項の規定に基づくダイオキシン類土壌汚染対策地域はありません。

28) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定により指定された指定区域

対象区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日法律第 37 号)第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域はありません。

29) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域

対象区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域はありません。

30) 森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林

対象区域には、「森林法」(昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号、最終改正：平成 30 年 6 月 1 日法律第 35 号)第 25 条の規定により指定された保安林の中に、風致保安林があります。

31) 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画

鈴鹿市には、「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：平成 30 年 6 月 27 日法律第 67 号)第 4 条第 1 項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画として、「鈴鹿市緑の基本計画」(平成 18 年 4 月)があります。

亀山市については、「亀山市都市マスタープラン全体構想」(平成 22 年 3 月)の中で、市内の自然環境を一体的に保全・活用するため、緑の基本計画策定による保全・活用方法の検討を進めるとされています。

四日市市には、「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：平成 30 年 6 月 27 日法律第 67 号)第 4 条第 1 項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画として、「四日市広域緑の基本計画」(平成 24 年 3 月、四日市都市計画区域連絡協議会・四日市市・菰野町・朝日町・川越町)があります。

32) 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画(景観計画)

対象区域には、「景観法」(平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 41 号)第 8 条第 1 項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画(景観計画)があります。

鈴鹿市には、鈴鹿市全域を景観計画の区域とする「鈴鹿市景観計画」(平成 22 年 10 月、最終改定：平成 28 年 12 月、鈴鹿市)があります。

亀山市には、亀山市全域を景観計画の区域とする「亀山市景観計画」(平成 23 年 6 月、亀山市)があります。

四日市市には四日市市全域を景観計画の区域とする「四日市市景観計画」(平成 20 年 2 月 22 日四日市市告示第 48 号、最終変更：平成 30 年 2 月 28 日四日市市告示第 64 号、四日市市)があります。

33) 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域

対象区域には、「都市計画法」(昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日法律第 22 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域があります。対象区域における用途地域の指定状況は、図 4.2-17 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には、鈴鹿市の一部の区間に第 1 種住居地域、工業地域が存在します。

また、亀山市の一部の区間に第 1 種低層住居専用地域、工業地域が存在します。

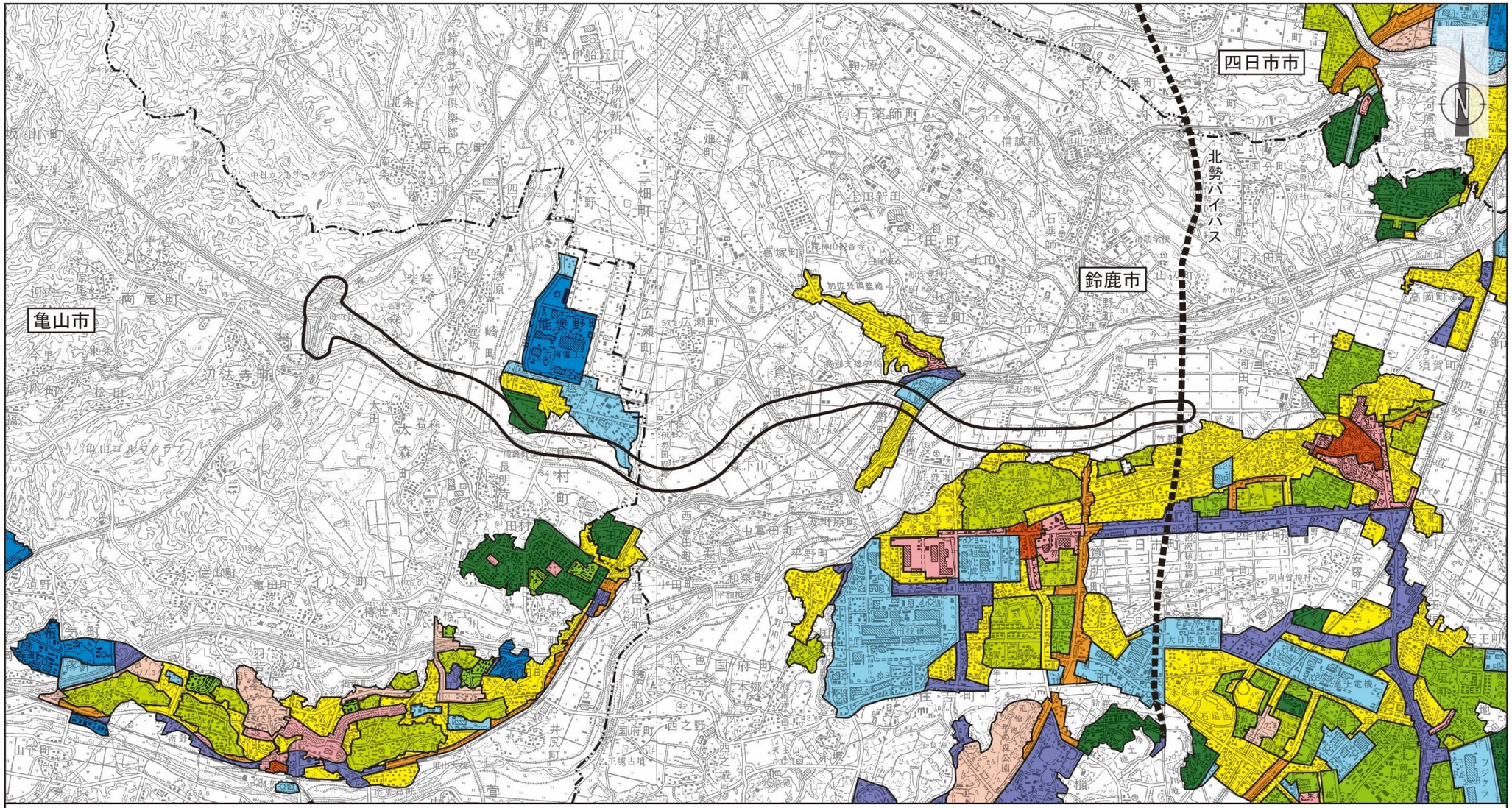

凡　例	
記号	名　称
	第１種低層住居専用地域
	第２種低層住居専用地域
	第１種中高層住居専用地域
	第２種中高層住居専用地域
	第１種住居地域
	第２種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「鈴鹿市都市計画図」（平成 31 年 3 月、鈴鹿市）
「亀山市都市計画図」（平成 30 年 4 月、亀山市）
「四日市市都市計画マスタープラン」（平成 31 年 4 月、四日市市）

図番号	図 4.2-17
図名	都市計画用途地域図

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

34) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

(1) 「保護林制度の改正について」により指定された保護林の区域

対象区域には、「保護林制度の改正について」（平成 27 年 9 月 28 日、27 林国経第 49 号林野庁長官通達）により指定された保護林はありません。

(2) 地方公共団体の条例等、自然環境の保全を目的に指定された区域

対象区域には、「三重県自然環境保全条例」（平成 15 年 3 月 17 日三重県条例第 2 号、最終改正：平成 25 年 12 月 27 日三重県条例第 89 号）に基づく自然環境保全地域はありません。また、「亀山市環境保全条例」（平成 17 年 1 月 11 日条例第 105 号、最終改正：平成 22 年 6 月 29 日条例第 23 号）に基づく自然環境保護地区、自然環境保全地区はありません。

対象区域には、「鈴鹿市水道水源流域保全条例」（平成 18 年 3 月 24 日鈴鹿市条例第 6 号）に基づく水道水源流域保全区域及び水道水源流域特別保全区域、並びに「亀山市水道水源保護条例」（平成 17 年 1 月 11 日亀山市条例第 139 号）に基づく水源保護地域があります。対象区域におけるこれらの指定状況は、図 4.2-18 に示すとおりです。都市計画対象道路事業実施区域には、鈴鹿市水道水源流域保全区域及び特別保全区域、並びに亀山市水源保護地域が存在します。

(3) 文化財保護法第九十三条第一項の規定により定められた埋蔵文化財包蔵地

対象区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号）第 93 条第 1 項の規定により定められた埋蔵文化財包蔵地があります。

埋蔵文化財包蔵地の位置は、図 4.2-19 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には、埋蔵文化財包蔵地が存在します。

(4) 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日法律第 82 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域があります。対象区域における急傾斜地崩壊危険区域は、図 4.2-20 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域が存在しますが、土石流危険渓流及び土石流氾濫域はありません。

注）土石流危険渓流及び土石流氾濫域とは、土石流発生の危険性があり、1 戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設、駅、旅館、発電所等の公共施設のある場合を含みます）に被害を生ずるおそれがある渓流、及び人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいいます。

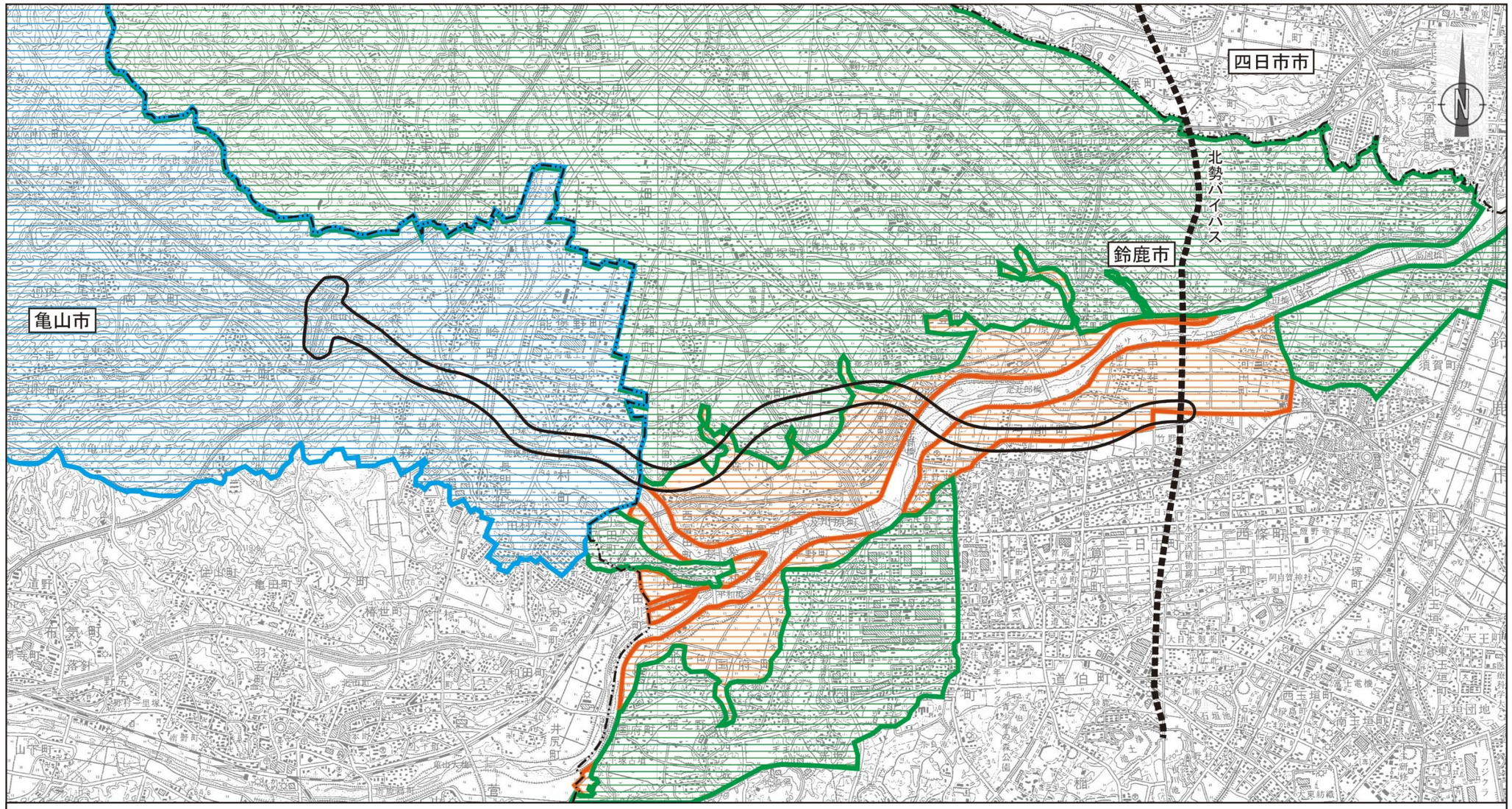

凡　　例	
記　号	名　称
	亀山市水源保護地域
	鈴鹿市水道水源流域保全区域
	鈴鹿市水道水源流域特別保全区域
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「鈴鹿市水道水源流域保全区域図」（鈴鹿市上下水道局）
「亀山市水源保護地域図」（亀山市上下水道部）

図番号	図 4.2-18
図名	水道水源の保全に係る指定地域の状況

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

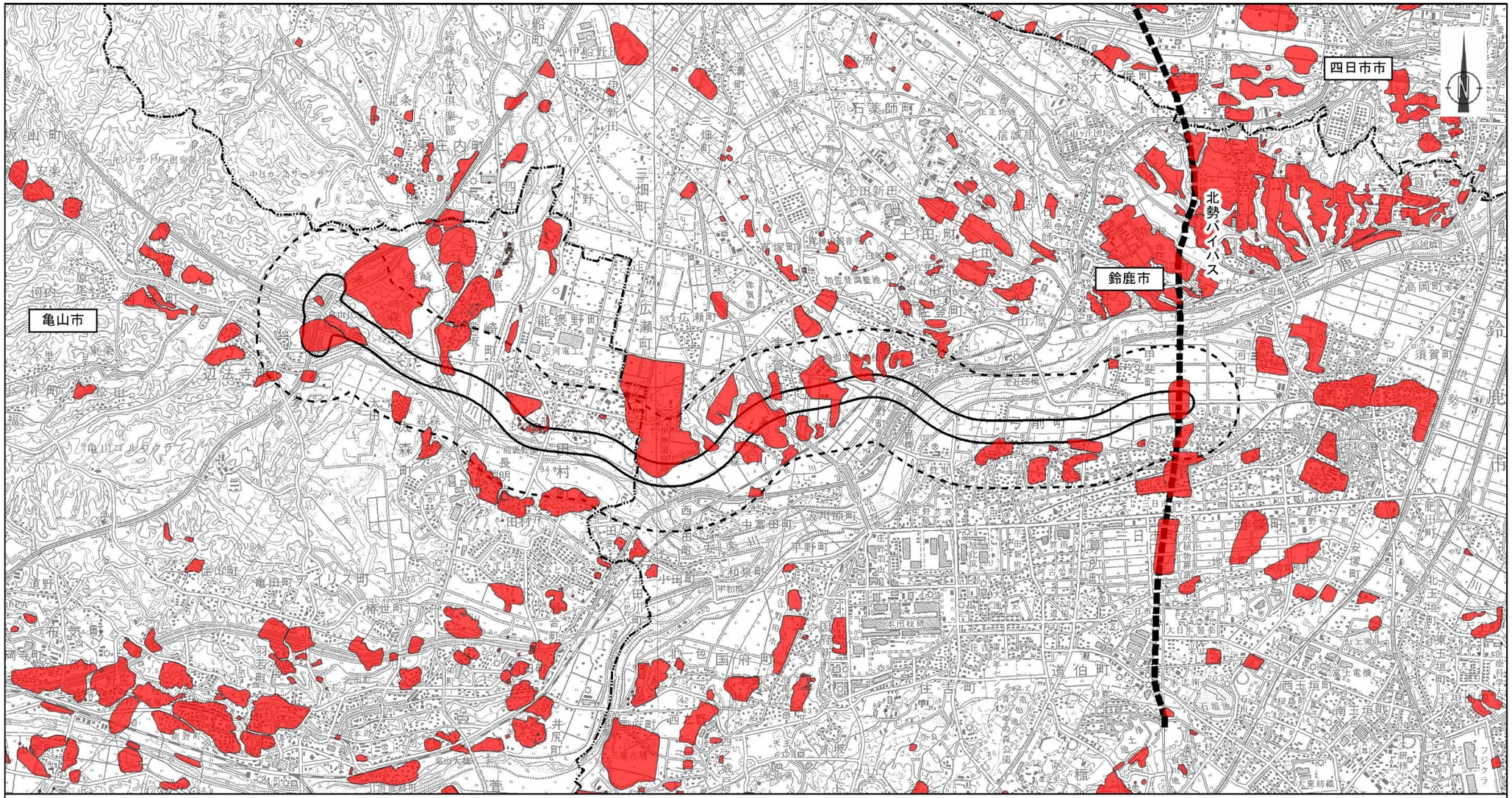

凡例	
記号	名称
	埋蔵文化財包蔵地
	調査範囲
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「三重県亀山市遺跡地図」（平成 21 年 3 月、亀山市教育委員会）
「鈴鹿市地理情報サイト」（平成 26 年 4 月、鈴鹿市ホームページ）
「鈴鹿市考古博物館年報　第 6 号　平成 15 年度版」（平成 17 年 3 月、鈴鹿市考古博物館）
「四日市市公開型 GIS 遺跡情報」（四日市市社会教育課）

図番号	図 4.2-19
図名	埋蔵文化財包蔵地分布位置図

S = 1 : 50,000
0　500　1000　1500 m

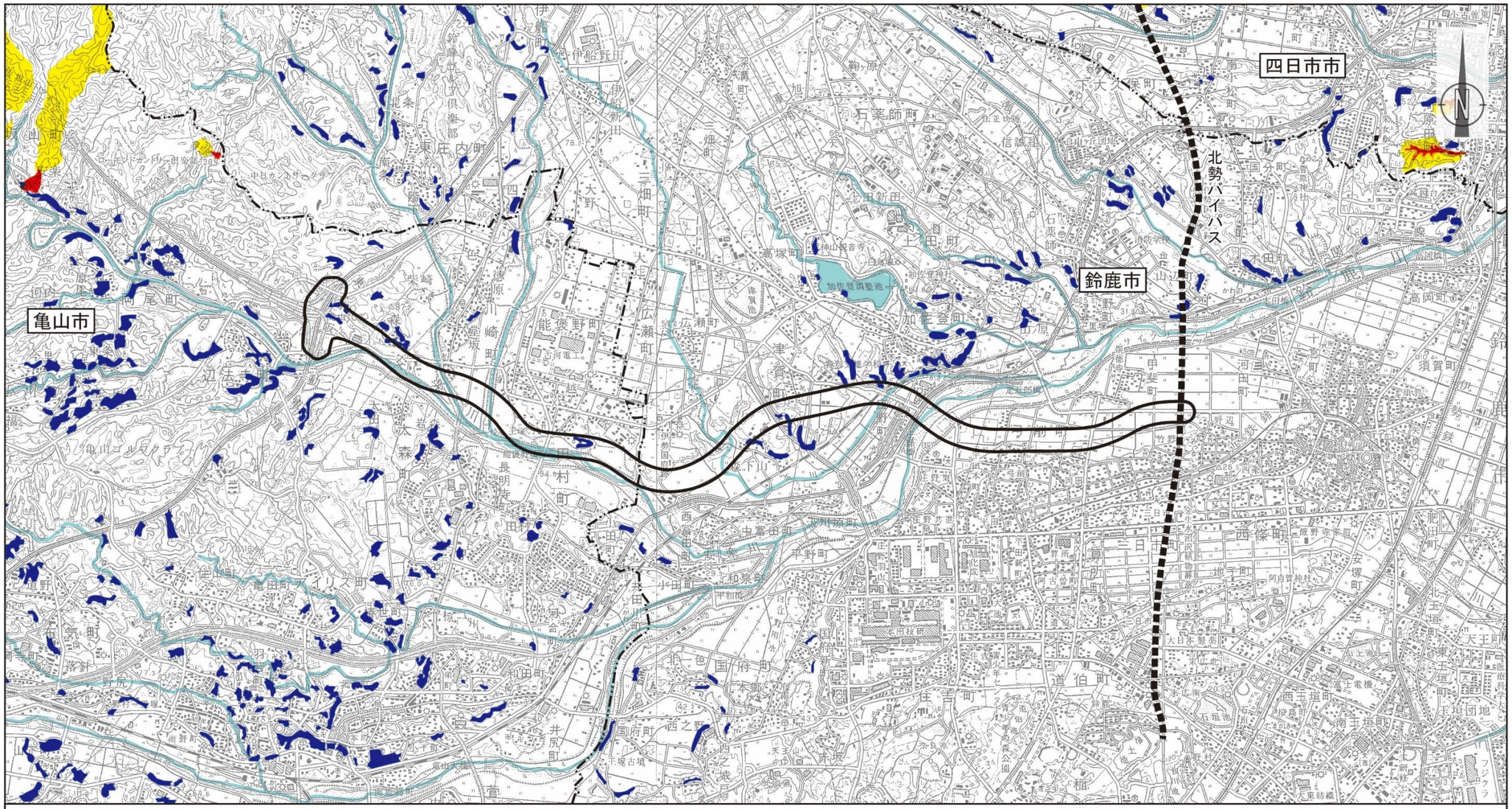

凡　　例	
	土石流危険渓流
	土石流氾濫域
	急傾斜地崩壊危険箇所
	河川
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「三重県 土砂災害情報提供システム」（平成 29 年 5 月、三重県ホームページ）

図番号	図 4.2-20
図名	土砂災害危険箇所図

S = 1:50,000

0　500　1000　1500m

4.2.8. その他の事項

1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

本事業の環境影響評価において対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物(以下「建設副産物」という)のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源(建設発生土・コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)や廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)を含むものです。

建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号、最終改正：平成 24 年 6 月 27 日法律第 47 号)により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日法律第 37 号)に従い適正に処理を行うこととされています。また、原材料として利用の可能性があるもの(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等)及びそのまま原材料となるもの(建設発生土)は、再生資源として「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号)並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日法律第 55 号)に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されています。

一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号、最終改正：平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号)(以下「グリーン購入法」という) に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品(環境物品)の購入を義務付けています。

2) 廃棄物等の再利用・処理技術の現況

建設副産物等の代表的な再生利用の流れは、図 4.2-21 に示すとおりです。

国等の各機関ではグリーン購入法第 6 条第 1 項の規定に基づき、年度毎に環境物品等の調達の推進に関する基本方針を策定し、特に重点的に調達を推進すべき環境物品等(特定調達品目)を定め、積極的に調達するとしています。

「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(平成 31 年度、国土交通省)によると、公共工事については、「事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、平成 31 年度は、以下の資材・建設機械等を使用した公共工事の調達を積極的に推進する。」とされ、計 64 品目の資材、建設機械等が挙げられています。

構成要素である資材、建設機械、工法、目的物の使用に当たり、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、平成 27 年度は、計 47 品目の資材、建設機械、工法、目的物を使用した公共工事の調達を積極的に推進することとしています。

国土交通省では、所管公共施設や公共事業においてアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊を路盤材や再生アスファルト合材として再利用を図ってきており、平成 27 年には「建設リサイクル推進計画 2014」(平成 26 年 9 月、国土交通省)を策定しています。

「建設リサイクル推進計画 2014」によると、平成 26 年度～30 年度の 5 ヵ年を計画期間として、国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象に、平成 30 年度を目標年度とする目標値を設定しています。さらに、本計画のフォローアップを行うことにより建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の目標達成状況等を確認し、必要な措置を講じるものとしています。

建設副産物の再資源化等率は、表 4.2-34 に示すとおりです。

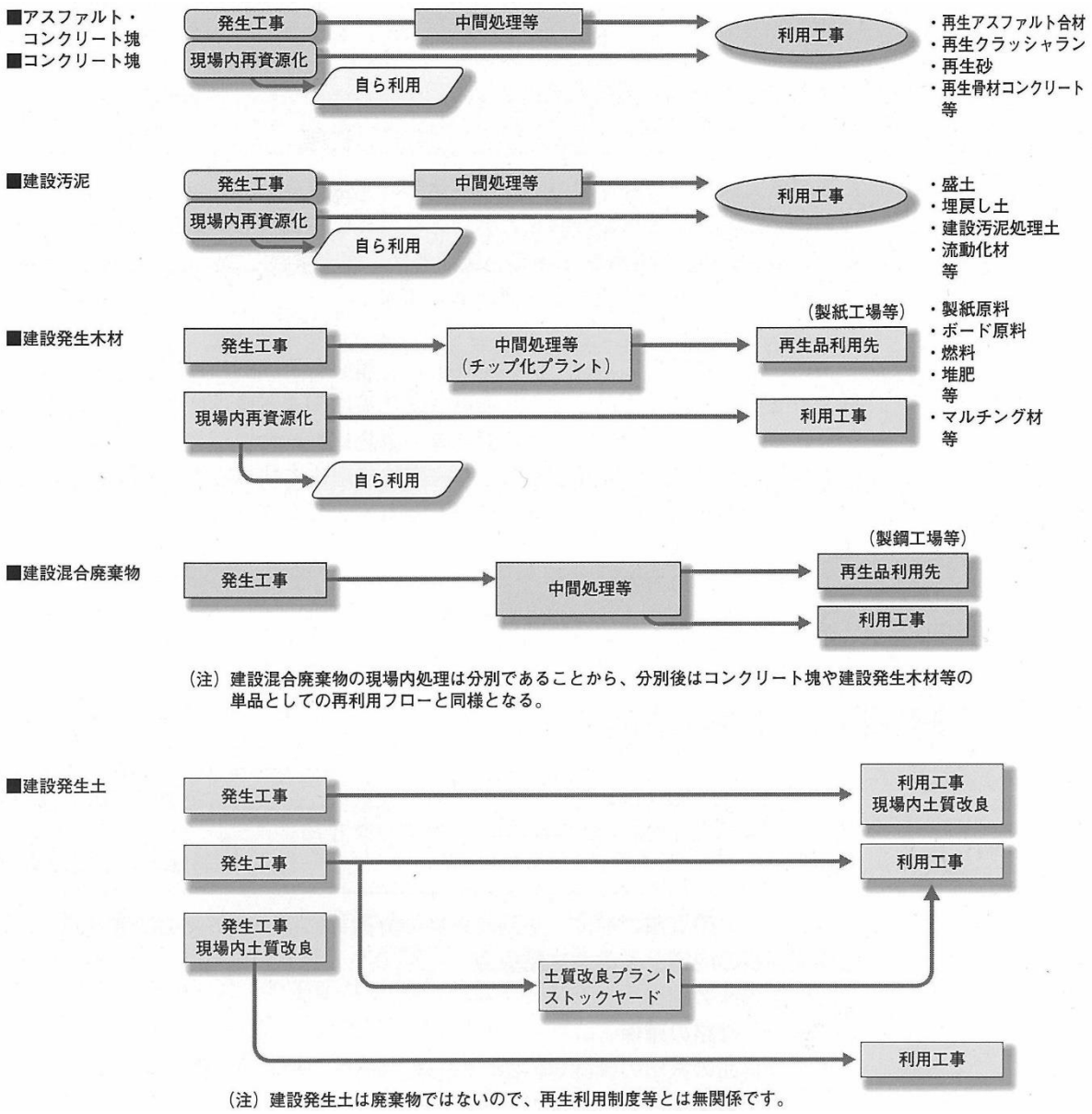

出典：「よくわかる建設リサイクル　2014-15」（平成 26 年 11 月　建設副産物リサイクル広報推進会議）

図 4.2-21　建設副産物等の代表的な再生利用の流れ

表 4.2-34　建設副産物の再資源化等率(平成 24 年度実績)

品　目		発生量(千ｔ) 再資源化等率(%)		
		三重県	中部地域	全国
建設副産物全体		1,375.8	9,123.1	74,841.9
		96.3	97.7	96.0
	コンクリート塊	565.4	3,746.9	31,748.4
		99.5	99.7	99.3
	アスファルト・ コンクリート塊	494.1	3,357.3	25,883.0
		99.9	99.9	99.5
	建設発生木材 (伐木材、除根材等含む)	108.9	635.6	5,126.9
		96.2	97.5	94.4
	建設汚泥	133.2	778.2	7,402.4
		89.5	95.1	85.0
	建設混合廃棄物	55.9	418.5	2,795.4
		51.1	69.8	58.2
	その他	18.3	186.6	1,885.8
		92.2	92.8	91.6

注)再資源化等率は搬出量ベースで縮減量を含みます。
出典：「平成 24 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省ホームページ)

3) 産業廃棄物処理施設の状況

対象市における産業廃棄物処理施設は、表 4.2-35 に示すとおり、鈴鹿市には中間処理施設が 20 箇所、最終処分施設が 1 箇所、亀山市には中間処理施設が 6 箇所存在します。

表 4.2-35　産業廃棄物処理施設数

市町村名	中間処理施設						最終処分施設(埋立)
	脱水、破砕、その他	破砕	破砕、その他	破砕、圧縮	圧縮	圧縮、その他	
鈴鹿市	1	12	3	1	1	2	1
亀山市	0	6	0	0	0	0	0

出典：「産業廃棄物処理業者名簿」(平成 31 年 2 月、三重県ホームページ)